県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）

（取扱課室名）　ページ

○ 規則

＊33　和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則　（水産振興課）..... 1

○ 告示

937　令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等　（管財課）..... 2

938　生活保護法による施術機関の指定　（社会福祉課）..... 5

939　保安林の指定施業要件変更予定　（森林整備課）..... 5

940　〃　（　〃　）..... 5

941　保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明　（　〃　）..... 6

942　公有水面埋立ての免許の出願　（港湾空港振興課）..... 6

943　〃　（　〃　）..... 9

944　公有水面の埋立地の用途の変更の許可申請　（　〃　）..... 11

○ 選挙管理委員会告示

102　政治団体の届出事項の異動の届出　..... 11

103　資金管理団体の指定の取消しの届出等　..... 12

104　政治団体の解散の届出　..... 12

105　政治団体の設立の届出　..... 13

106　令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨　..... 13

○ 公告

入札公告　（管財課）..... 15

規　　則

和歌山県規則第33号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月30日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年和歌山県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（貸付対象等） 第４条　沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年１回均等払いとする。ただし、東日本大震災（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損	（貸付対象等） 第４条　沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年１回均等払いとする。ただし、東日本大震災（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損

害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和９年３月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ３年延長して適用するものとする。 ２　略 第５条　略	害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和８年３月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ３年延長して適用するものとする。 ２　略 第５条　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

和歌山県告示第937号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年10月30日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達

予定契約電力　900kW　予定調達電力量　2,822,746kWh

(2) 契約期間

令和9年1月1日から同年12月31日までの1年間（令和9年1月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和9年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2　競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和8年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3　資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書

イ　業務状況調書

ウ　役員等に関する調書

エ　法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ　個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ　直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ　次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク　2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ　2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ　2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ　誓約書

シ　委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス　コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2)　(1)のアからウまで、コ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）、サ、シ及びス（コンソーシアム構成員表に限る。）に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和8年10月30日（金）から同年11月16日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3)　和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「物品販売」に登載されている者は、当該名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)のウからキまでの書類に代えることができる。

(4)　(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年10月30日（金）午前10時から同年11月4日（水）午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5)　(4)の質問に対する回答は、令和8年11月9日（月）午後5時までに電子メール、ファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、和歌山県物品・役務電子調達システム（https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4　資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

(1)　令和8年11月9日（月）から同月16日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2)　資格審査申請書類の提出は、持参、電子メール又は書留郵便によるものとする。ただし、3の(1)のシの申請書類については、持参又は書留郵便によるものとする。

なお、書留郵便による場合は、令和8年11月16日（月）午後4時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5　資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号　640-8585

電話番号　073-441-2213

ファクシミリ番号　073-441-2248

電子メールアドレス　e0107001@pref.wakayama.lg.jp

なお、3の(5)の和歌山県物品・役務電子調達システムから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6　資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7　資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和8年11月24日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和8年11月27日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参、電子メール又は書留郵便により5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和8年12月1日（火）までに書面により回答するものとする。

和歌山県告示第938号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年10月30日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
岩は新20-08	有田順紀	岩出市川尻43-17（はり・きゅう）	令和8.4.1

和歌山県告示第939号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年10月30日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第940号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年10月30日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　新宮市（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第941号

令和8年和歌山県告示第844号（以下「告示第844号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月30日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　所在が不分明である通知の相手方
伊藤為之
伊藤和彦
2　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第844号のとおり

和歌山県告示第942号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、西牟婁振興局建設部及び田辺市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、文里港港湾管理者和歌山県代表者和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和8年10月30日

文里港港湾管理者　和歌山県
代表者　和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　埋立免許出願人
(1) 所在地　和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
(2) 名称　和歌山県
(3) 代表者住所　和歌山県和歌山市福島29番地
(4) 代表者氏名　和歌山県知事　宮﨑泉
2　埋立区域
(1) 位置
和歌山県田辺市文里一丁目736番59、1313番、736番141、736番196、736番168、736番239、736番9、736番166及び736番248の地先公有水面

(2) 区域

埋立区域（A）

次の各地点のうち、1の地点から12の地点までを順次に直線で結んだ線、12の地点から15の地点までを結ぶ平成27年8月5日付け和歌山県指令港空第224号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+2.01mにより決定）、15の地点から17の地点までを順次に結んだ線、17の地点と18の地点とを結ぶ平成27年8月5日付け和歌山県指令港空第224号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.＋2.01mにより決定）及び18の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯　33度43分27.7692秒

東経　135度23分20.4820秒

1の地点　基点から167度27分27秒　1,027.73mの地点

2の地点　1の地点から206度09分25秒　31.05mの地点

3の地点　2の地点から276度09分22秒　157.30mの地点

4の地点　3の地点から273度42分11秒　10.80mの地点

5の地点　4の地点から186度09分26秒　7.06mの地点

6の地点　5の地点から277度50分25秒　15.70mの地点

7の地点　6の地点から279度57分02秒　19.65mの地点

8の地点　7の地点から283度20分57秒　19.66mの地点

9の地点　8の地点から288度49分30秒　19.66mの地点

10の地点　9の地点から298度19分25秒　19.82mの地点

11の地点　10の地点から300度21分00秒　5.58mの地点

12の地点　11の地点から32度36分11秒　2.63mの地点

13の地点　12の地点から99度41分31秒　205.82mの地点

14の地点　13の地点から78度20分11秒　28.04mの地点

15の地点　14の地点から66度46分06秒　11.78mの地点

16の地点　15の地点から96度09分25秒　5.85mの地点

17の地点　16の地点から32度16分52秒　5.07mの地点

18の地点　17の地点から66度46分06秒　20.57mの地点

埋立区域（B）

次の各地点のうち、19の地点から25の地点までを順次に直線で結んだ線、25の地点と26の地点とを結ぶ昭和54年5月31日付け和歌山県指令港第217号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.00m）により決定、26の地点と19の地点とを結ぶ令和8年の春分の満潮位（D.L.+1.91m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯　33度43分27.7692秒

東経　135度23分20.4820秒

19の地点　基点から169度21分13秒　1,016.08mの地点

20の地点　19の地点から210度32分37秒　4.02mの地点

21の地点　20の地点から217度20分03秒　13.46mの地点

22の地点　21の地点から96度09分25秒　0.90mの地点

23の地点　22の地点から246度46分06秒　1.75mの地点

24の地点　23の地点から258度20分11秒　26.49mの地点

25の地点　24の地点から279度41分31秒　149.92mの地点

26の地点　25の地点から29度41分14秒　15.83mの地点

27の地点　26の地点から109度35分28秒　30.27mの地点
28の地点　27の地点から109度35分28秒　20.00mの地点
29の地点　28の地点から110度12分55秒　22.52mの地点
30の地点　29の地点から86度55分18秒　38.59mの地点
31の地点　30の地点から86度52分02秒　20.00mの地点
32の地点　31の地点から86度38分06秒　20.00mの地点
33の地点　32の地点から86度29分13秒　20.00mの地点

埋立区域（C）

次の各地点のうち、34の地点から37の地点までを順次に直線で結んだ線及び37の地点と34の地点とを結ぶ昭和54年5月31日付け和歌山県指令港第217号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.00mにより決定）により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯　33度43分27.7692秒
東経　135度23分20.4820秒

34の地点　基点から180度19分04秒　992.20mの地点
35の地点　34の地点から279度41分31秒　17.18mの地点
36の地点　35の地点から290度38分23秒　25.18mの地点
37の地点　36の地点から32度36分11秒　2.36mの地点

(3) 面積

埋立区域（A）　2,473.16㎡
埋立区域（B）　1,890.43㎡
埋立区域（C）　88.80㎡
合計　4,452.39㎡

3　埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県田辺市文里一丁目736番59及び1313番の地内並びに同所736番59、1313番、736番181、736番141、736番196、736番168、736番239、736番9、736番166、736番248及び736番214の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とタの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯　33度43分27.7692秒
東経　135度23分20.4820秒

イの地点　基点から164度15分24秒　1,039.37mの地点
ロの地点　イの地点から206度09分25秒　91.85mの地点
ハの地点　ロの地点から261度50分39秒　98.05mの地点
ニの地点　ハの地点から269度14分18秒　48.10mの地点
ホの地点　ニの地点から276度37分57秒　67.92mの地点
ヘの地点　ホの地点から282度45分00秒　59.63mの地点
トの地点　ヘの地点から288度52分02秒　20.63mの地点
チの地点　トの地点から329度46分31秒　66.94mの地点
リの地点　チの地点から61度53分43秒　16.43mの地点
ヌの地点　リの地点から31度26分12秒　58.59mの地点
ルの地点　ヌの地点から109度37分04秒　126.12mの地点

ヲの地点　ルの地点から84度10分24秒　11.30mの地点
ワの地点　ヲの地点から86度41分05秒　96.92mの地点
カの地点　ワの地点から92度18分40秒　6.84mの地点
ヨの地点　カの地点から88度13分59秒　10.09mの地点
タの地点　ヨの地点から98度20分05秒　27.86mの地点

(3) 面積

33,765.68㎡

4　埋立地の用途

道路用地

5　公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和8年8月5日

和歌山県告示第943号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、西牟婁振興局建設部及び田辺市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、文里港港湾管理者和歌山県代表者和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和8年10月30日

文里港港湾管理者　和歌山県
代表者　和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　埋立免許出願人

(1) 所在地　和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

(2) 名称　田辺市

(3) 代表者住所　和歌山県田辺市中辺路町栗栖川291番136号

(4) 代表者氏名　田辺市長　真砂充敏

2　埋立区域

(1) 位置

和歌山県田辺市文里一丁目736番59、1313番、736番141、736番196、736番168、736番239、736番9、736番166及び736番248の地先公有水面

(2) 区域

埋立区域（A）

次の各地点のうち、1の地点から16の地点までを順次に直線で結んだ線及び16の地点と1の地点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯　33度43分27.7692秒
東経　135度23分20.4820秒

1の地点　基点から168度30分54秒　1,052.15mの地点
2の地点　1の地点から206度09分25秒　5.09mの地点
3の地点　2の地点から261度50分39秒　67.48mの地点
4の地点　3の地点から269度14分18秒　41.44mの地点
5の地点　4の地点から276度37分57秒　61.83mの地点
6の地点　5の地点から282度45分00秒　54.12mの地点
7の地点　6の地点から288度52分02秒　52.39mの地点

8の地点　7の地点から32度36分11秒　21.20mの地点
9の地点　8の地点から120度21分00秒　5.58mの地点
10の地点　9の地点から118度19分25秒　19.82mの地点
11の地点　10の地点から108度49分30秒　19.66mの地点
12の地点　11の地点から103度20分57秒　19.66mの地点
13の地点　12の地点から99度57分02秒　19.65mの地点
14の地点　13の地点から97度50分25秒　15.70mの地点
15の地点　14の地点から6度09分26秒　7.06mの地点
16の地点　15の地点から93度42分11秒　10.80mの地点
埋立区域（B）
次の各地点のうち、17の地点から20の地点までを順次に直線で結んだ線、20の地点と21の地点とを結ぶ令和8年の春分の満潮位（D.L.+1.91m）における公有水面と国有海浜地との境界線、21の地点から23の地点までを順次に直線で結んだ線及び23の地点と17の地点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域
基点（国土地理院三等三角点「平野」）
北緯　33度43分27.7692秒
東経　135度23分20.4820秒
17の地点　基点から170度00分37秒　1,028.43ｍの地点
18の地点　17の地点から66度46分06秒　2.38ｍの地点
19の地点　18の地点から51度54分06秒　11.64ｍの地点
20の地点　19の地点から48度41分55秒　10.11ｍの地点
21の地点　20の地点から86度48分25秒　7.01ｍの地点
22の地点　21の地点から207度06分32秒　13.42ｍの地点
23の地点　22の地点から212度16分52秒　5.95ｍの地点

(3) 面積
・埋立区域（A）　5,205.50㎡
・埋立区域（B）　190.77㎡
合計　5,396.27㎡

3　埋立てに関する工事の施行区域
(1) 位置
和歌山県田辺市文里一丁目736番59及び1313番の地内並びに同所736番59、1313番、736番181、736番141、736番196、736番168、736番239、736番9、736番166、736番248及び736番214の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面
(2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とタの地点とを結んだ線により囲まれた区域
基点（国土地理院三等三角点「平野」）
北緯　33度43分27.7692秒
東経　135度23分20.4820秒
イの地点　基点から164度15分24秒　1,039.37ｍの地点
ロの地点　イの地点から206度09分25秒　91.85ｍの地点
ハの地点　ロの地点から261度50分39秒　98.05ｍの地点
ニの地点　ハの地点から269度14分18秒　48.10ｍの地点
ホの地点　ニの地点から276度37分57秒　67.92ｍの地点
ヘの地点　ホの地点から282度45分00秒　59.63ｍの地点
トの地点　ヘの地点から288度52分02秒　20.63ｍの地点

チの地点　トの地点から329度46分31秒　66.94ｍの地点
リの地点　チの地点から61度53分43秒　16.43ｍの地点
ヌの地点　リの地点から31度26分12秒　58.59ｍの地点
ルの地点　ヌの地点から109度37分04秒　126.12ｍの地点
ヲの地点　ルの地点から84度10分24秒　11.30ｍの地点
ワの地点　ヲの地点から86度41分05秒　96.92ｍの地点
カの地点　ワの地点から92度18分40秒　6.84ｍの地点
ヨの地点　カの地点から88度13分59秒　10.09ｍの地点
タの地点　ヨの地点から98度20分05秒　27.86ｍの地点

(3) 面積

33,765.68㎡

4　埋立地の用途

道路用地

5　公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和8年8月7日

和歌山県告示第944号

公有水面の埋立地の用途の変更の許可申請（以下「変更許可申請」という。）があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、西牟婁振興局建設部及び田辺市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この変更許可申請に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、文里港港湾管理者和歌山県代表者和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和8年10月30日

文里港港湾管理者　和歌山県
代表者　和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(1) 名称　和歌山県

(2) 所在地　和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(3) 代表者氏名　和歌山県知事　宮﨑泉

(4) 代表者住所　和歌山県和歌山市福島29番地

2　変更許可申請に係る公有水面埋立免許年月日及び免許番号

(1) 免許年月日　平成27年8月5日

(2) 免許番号　和歌山県指令港空第224号

3　埋立地の用途

(1) 変更前　海岸保全施設用地

(2) 変更後　道路用地

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長　和　歌　哲　也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県和歌山市第十六支部	遠藤富士雄	会計責任者	南出英雄	有田正男	令和8.9.29

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
中山和音後援会	西本愛加	主たる事務所の所在地	橋本市岸上370-1	橋本市出塔12番地	令和8.9.1
和歌山県鍼灸マッサージ師連盟	下平文彦	主たる事務所の所在地	和歌山市黒田一丁目7番26号	和歌山市黒田97番地14	令和8.9.5
和歌山県警備業連盟	中谷保	会計責任者	前田利拡	前田達也	令和8.9.15
遠藤富士雄後援会	遠藤富士雄	会計責任者	南出英雄	有田正男	令和8.9.29
げんそ彰人後援会	金崎昭仁	代表者	金崎昭仁	藤薮利広	令和8.10.6
大桑くにとし後援会	大桑邦稔	会計責任者	大桑莉沙	有北浩基	令和8.10.7

和歌山県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長　和　歌　哲　也

政治資金規正法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
尾花正啓	尾花市政を育てる会	令和8.9.10

和歌山県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長　和　歌　哲　也

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解　散 年月日
尾花市政を育てる会	尾花正啓	令和 8.9.10
尾花まさひろ後援会	尾花正啓	令和 8.9.10
坂口ちかひろ後援会	坂口親宏	令和 8.9.24

和歌山県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長　和　歌　哲　也

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中井楠公後援会	岡本学	岡本学	有田郡湯浅町湯浅3041	令和 8.9.14
藤本政彦後援会	藤本政彦	衣奈伸和	有田郡湯浅町湯浅1291番地	令和 8.10.2

和歌山県選挙管理委員会告示第106号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長　和　歌　哲　也

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　　令和8年2月8日執行　衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）　24,983,200 円

3　報告書の要旨

候補者氏名	要　友紀子	候補者届出政党又は所属党派	中道改革連合	期間　1月25日から 2月17日まで　第1回分
出納責任者氏名	阪田　朋子			

収入

主たる寄附

（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）
内田　優子	主婦	30,000 円

支出

人件費	480,000 円
家屋費	1,133,065 円
選挙事務所費	1,133,065 円
集合会場費	円
通信費	円
交通費	6,820 円
印刷費	1,577,250 円

その他の寄附	7件	50,000 円
その他の収入		8,000,000 円
今回計		8,080,000 円
前回計		円
総　計		8,080,000 円

広告費	756,455 円
文具費	9,900 円
食糧費	94,724 円
休泊費	336,811 円
雑　費	320,650 円
今回計	4,715,675 円
前回計	円
総　計	4,715,675 円

	項　目	金　額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	239,750円
	ビラの作成	525,000円
	ポスターの作成	812,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	61,379円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,871,085円

報告書受理年月日	令和8年2月23日	第1回報告分

候補者氏名	要　友紀子	候補者届出政党又は所属党派	中道改革連合	期間	2月18日から3月6日まで　第2回分
出納責任者氏名	阪田　朋子				

収入

主たる寄附

（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）
		円

その他の寄附	件	円
その他の収入		円
今回計		円
前回計		8,080,000 円
総　計		8,080,000 円

支出

人件費	円
家屋費	円
選挙事務所費	円
集合会場費	円
通信費	円
交通費	円
印刷費	24,750 円
広告費	621,424 円
文具費	円
食糧費	円
休泊費	円
雑　費	円
今回計	646,174 円
前回計	4,715,675 円
総　計	5,361,849 円

	項　目	金　額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	239,750円
	ビラの作成	525,000円
	ポスターの作成	812,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	61,379円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,871,085円

報告書受理年月日	令和8年10月9日	第2回報告分

公　　告

入　札　公　告

令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年10月30日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する事項

(1) 調達の案件番号、名称、場所及び数量

20269002789

令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達

和歌山県庁舎（南別館及び第2南別館）　和歌山市湊通丁北一丁目2番1

予定契約電力　900kW　予定調達電力量　2,822,746kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和9年1月1日から同年12月31日までの1年間（令和9年1月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和9年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第937号に規定する令和8年度及び令和9年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3　契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課（以下「管財課」という。）

(2) 期間

令和8年10月30日（金）から同年11月16日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4　仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム（https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和8年10月30日（金）午前10時から同年11月4日（水）午後4時までの間において、管財課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和8年11月9日（月）午後5時までに書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、（1）の和歌山県物品・役務電子調達システムに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5　入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6　一般競争入札の期間及び開札場所等

（1）一般競争入札の期間及び開札場所等

ア　入札期間

令和8年12月2日（水）午前9時から同月9日（水）午後4時まで

イ　開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

管財課

ウ　開札日時

令和8年12月10日（木）午前10時

（2）郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和8年12月9日（水）午後4時までに管財課に必着するように行わなければならない。

7　入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8　入札保証金に関する事項

（1）入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

（2）入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

（3）入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9　契約保証金に関する事項

（1）契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

（2）契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

10　入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11　入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(5) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12　契約書の要否

要

13　契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14　その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア　名称

管財課

イ　所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号　640-8585

電話番号　073-441-2213

ファクシミリ番号　073-441-2248

電子メールアドレス　e0107001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15　Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 2,822,746kWh to use at the Wakayama Prefectural Government Buildings (Minami-Bekkan)

(2) Time limit for tender :

4:00 p.m. 9 December 2026 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 9 December 2026)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2213
FAX 073-441-2248
e-mail e0107001@pref.wakayama.lg.jp